

第145回 船橋市都市計画審議会

議案 第1号

船橋都市計画下水道の変更

(船橋市決定)(付議)

- ・三咲地区 ほか

船橋都市計画下水道の変更（船橋市決定）

都市計画船橋市第7号公共下水道「2.排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 約1,342ha

理由

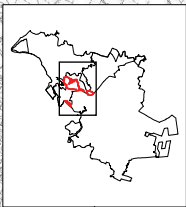
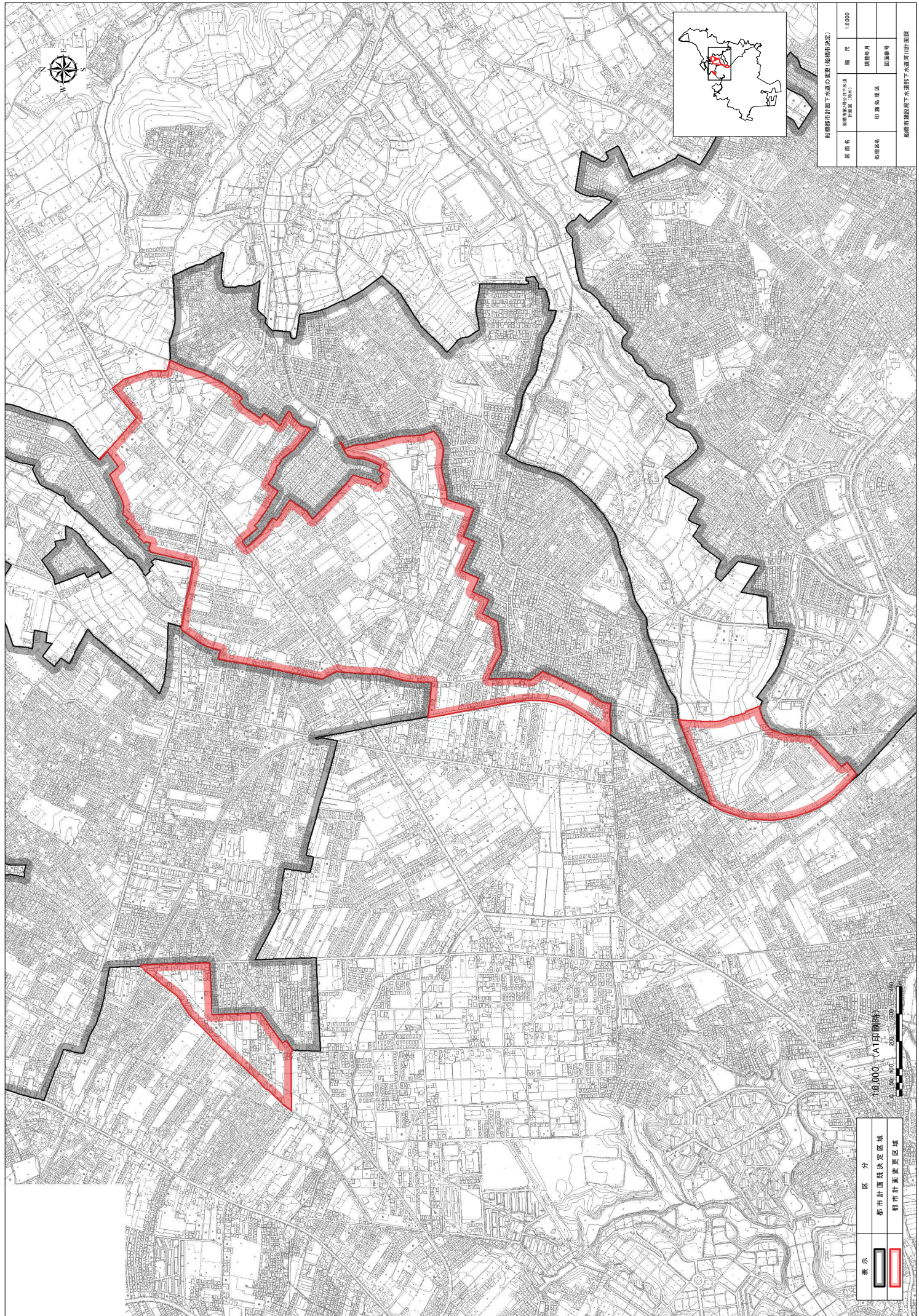
今回の変更は、印旛処理区の約1,350haの区域を追加し、もって公共用水域の水質保全並びに市民の生活環境の改善に寄与するものである。

都市計画案の理由書

本市は、東京都心より約 25 km、東京都と県都千葉市のほぼ中間に位置し地理条件から、全国的に人口減少が進む中においても人口増加が続いている。

船橋市第 7 号公共下水道（印旛処理区）の整備状況は、令和 3 年度末現在 1,207 ha の区域が整備済みであり、都市計画決定面積 1,207 ha に対して 100%（汚水）の整備率である。また、令和 6 年度末には、市街化区域の公共下水道整備の概成が見込まれている。

今回の変更は、既決定排水区域内の整備が完了していることを踏まえ、市街化調整区域の一部を排水区域（汚水）に追加し、公共用水域の水質保全並びに市民の生活環境の改善に寄与するものである。



船橋都市計画下水道の変更（後編市決定）			
図面名	縮尺	1:6,000	
船橋都市計画下水道の 変更（決定）	縮尺	1:6,000	
図面番号	縮尺	1:6,000	
図面番号	縮尺	1:6,000	

1:6,000 (A1印刷時)



表示	区分
	都市計画既決区域
	都市計画変更区域